

別紙2 調達機器に関する仕様書

本市と市内郵便局との情報連携に使用する機材調達、設置及び運用保守

1 調達機器を使用した処理の流れ

郵便局	本市(八幡マイナンバーカード特設コーナー)
① カメラ付きタブレット端末を使用して、本人確認書類、申請書類の写真撮影	③ 本市にて、本人確認 ④ 郵便局に対し、審査完了を連絡
② ①のデータを、本市に対し審査依頼	
⑤ 審査結果を受信	

2 調達機器

機器	要件
(1)カメラ付きタブレット端末	<ul style="list-style-type: none"> ・台数：15台（内訳）郵便局 10台 関係部署 3台 本庁(区政推進課) 2台 ・機種：iPad10 Wi-Fi+Cellularモデル 又は 同等以上 ・容量：64GB以上 ・ディスプレイ：10.9インチ <p>なお、提供する端末に以下の設定が完了していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)～(4)のサービスを利用するにあたって必要な設定 ・特定のSSIDにのみしか接続できないような制限の設定 ・以下のMDM(モバイル携帯管理)サービスの付帯、設定 <ul style="list-style-type: none"> ①遠隔から対象端末のロックが可能であること ②遠隔から対象端末の初期化(又はデータ消去)が可能であること ③デバイスの位置情報の検知が可能であること ④アプリケーションの利用制限の設定が可能であること ⑤デバイス管理(パスワードポリシー、Wi-Fi設定、他機器との接続制限)が可能であること
(2)電気通信回線	<p>以下の仕様を満たすデータ通信回線を提供すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線数：15回線（内訳）郵便局 10回線 八幡サテライトコーナ 3回線 本庁(区政推進課) 2回線 ・(1)記載のタブレット端末で利用可能な4GLTE 通信方式以上であること ・1ヶ月あたりデータ通信量は無制限とする ・月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係わらず定額であること。 ただし、1ヶ月あたりのデータ通信量の変更については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
(3)オンラインストレージ	<p>以下の仕様に満たすオンラインストレージのライセンスを提供すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約容量：10GB ・ISMAP 登録のオンラインストレージであること
(4)クラウドサービスの利用	<p>郵便局と本市との間で上記のデータの送受信を行うのに、情報セキュリティ等の理由から、クラウドサービスの利用を想定しているため、利用可能なクラウドサービスを提案すること。</p> <p>なお、クラウドセキュリティ要件は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クラウドサービスへはインターネット VPN 若しくは IP-VPN を用いて、外部からの不正アクセスに対して十分な対策が講じられたセキュアな環境からアクセスすること。 ② 一般財団法人日本情報経済社会推進会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC27001の標記基準である「情報セキュリティマネジ

	<p>メントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得していること。</p> <p>③ 不正アクセス対策、データ及びアカウントの漏洩・改ざん・消去等防止マルウェア対策等、セキュリティ対策に万全を期したシステム環境を持続すること。</p> <p>④ ハードウェアおよびデータの物理的な冗長化がなされていること</p> <p>⑤ システムログ及びアプリケーションの取得が可能であること。サービス上のログについて改ざんできないように保護されていること。</p> <p>⑥ 通信及び蓄積データに対して暗号化を行うこと。</p> <p>⑦ クラウドサービスを管理者として利用する際に適切なアクセス制御ができること。(IDによるアクセス制御)</p> <p>⑧ システムが使用しているソフトウェアに脆弱性が発見された場合にはアップデート等必要な対策を講じること。</p> <p>⑨ 履行期間満了時にはクラウドサービス内の本業務に係るデータについて削除を行うこと。</p> <p>⑩ クラウドサービスのデータセンターは国内にあること。</p> <p>⑪ クラウドサービス(ウェブサーバー)にWAFが導入されていること</p>
--	---

3 保守

- (1) タブレット端末及び電気通信回線に関する問い合わせ及び電気通信回線停止を行えるヘルプデスクサービスを用意すること。
- (2) タブレット端末故障時の対応は速やかに行うものとする。故障・紛失時に無償で新品と交換を行うこと。(紛失時の無償交換は1台につき半年に1回とする。)
- (3) 初期不良による不具合が発生した機器については、新品と交換すること。
- (4) 使用者の故意、重過失による故障の際は、双方の協議により対応を決定する。

4 履行期間終了時の措置

履行期間終了時は、受注者の負担にて機器の撤去を行うこと。なお、機器返却時の記憶媒体内部の情報の消去について、受注者は、情報システム機器返却等時、情報漏えい対策として、情報システム機器の記憶媒体を以下の(1)～(3)の手順で、情報の復元が困難な状態(NIST SP800-88Rev.1 Purge レベル以上)とすること。

- (1) 原則、受注者は、庁舎内で、記憶媒体を以下のいずれかの手法により、情報の復元が困難な状態(NIST SP800-88Rev.1 Clearレベル以上)とすること。なお、作業完了後は、本市職員の確認を受けること。
 - ① OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去
 - ② ブロック消去
 - ③ 暗号化消去
 - ④ OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去
- (2) 受注者は、(1)の完了後、任意の場所で、記憶媒体をアの①～④のいずれかの手法によって情報の復元が困難な状態(NIST SP800-88Rev.1 Purge レベル)とすること。ただし、(1)において、同等以上の状態にしている場合、省略することができる。
- (3) 受注者は、本市との協議で定めた期限までに、(1)、(2)の措置が適切に完了したことを証明する完了証明書等を本市へ提出し、承認を得ること。

5 その他

- (1) 作業内容、作業計画書及び成果物等について事前に本市の承認を得ること。
- (2) 作業場所にある他の機器に影響を与えないよう十分に考慮すること。
- (3) 賃貸借期間中の故障対応時等においても4と同様の扱いとすること。完了証明書等の提出期限は、本市との協議で定めるものとする。ただし、4と同様の扱いが出来ない場合は、双方協議の上、対応方法等について定めるものとする。